

閣

第一六〇号

起案

令和二年十月二十三日

決定

上奏

令和

年月

日

施行

公布

令和

年月

日

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

麻生

国務大臣

田村  
国務大臣

岸  
国務大臣

坂本  
国務大臣

武田

国務大臣

野上  
国務大臣

井上  
国務大臣

西村  
国務大臣

上川

国務大臣

梶山  
国務大臣

小此木  
国務大臣

橋本  
国務大臣

茂木

国務大臣

加藤  
国務大臣

平井  
国務大臣

萩生田

国務大臣

河野  
国務大臣

平沢  
国務大臣

別紙

国会の会期前に逮捕された国会議員の氏名等の通知について

右閣議に供します。

おつて、本件に係る今後の勾留期間更新決定通知は、内閣総理大臣限りで処理することといたしたい。

案（一）

令和二年 月 日

内閣總理大臣

衆議院議長宛て

国会法第三十四条の二第一項の規定により、国会の会期前に逮捕された貴院議員の氏名を左記のとおり、逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各写を添えて通知します。

記

衆議院議員 あきもと 司

衆議院議員 河井 克行

案(二)

令和二年 月 日

内閣總理大臣

参議院議長 宛て

国会法第三十四条の二第一項の規定により、国会の会期前に逮捕された貴院議員の氏名を左記のとおり、逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各写を添えて通知します。

記

参議院議員 河井あんり

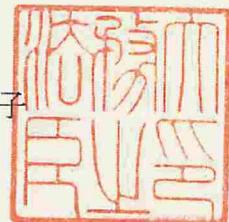
内閣



法務省刑刑第94号  
令和2年10月22日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

法務大臣 上川陽子



国会の会期前に逮捕され、現在勾留（起訴後の勾留）中の国会議員の氏名について（通知）

標記について、下記のとおり、逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各書面の写しを添えて通知いたします。

記

衆議院議員 秋元司



法務省刑刑第95号

令和2年10月22日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

法務大臣 上川陽子



国会の会期前に逮捕され、現在勾留（起訴後の勾留）中の国会議員の氏名について（通知）

標記について、下記のとおり、逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各書面の写しを添えて通知いたします。

記

衆議院議員 河井克行



法務省刑刑第96号  
令和2年10月22日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

法務大臣 上川陽子



国会の会期前に逮捕され、現在勾留（起訴後の勾留）中の国会議員の氏名について（通知）

標記について、下記のとおり、逮捕状、勾留状、起訴状及び勾留期間更新決定書の各書面の写しを添えて通知いたします。

記

参議院議員 河井案里

◎ 参照条文

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

2 内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。